

はじめに

本市の障がい福祉施策につきましては、障害者基本法に基づく市町村計画である「幸手市障がい者基本計画」および「幸手市障がい福祉計画」、「幸手市障がい児福祉計画」に基づき、各種施策を一体的に推進してまいりました。



このたび、「第6期幸手市障がい福祉計画」及び「第2期幸手市障がい児福祉計画」の期間が満了となることから、令和5年3月に策定された国の障害者基本計画や、国及び埼玉県の基本指針を基に、新たに「第7期幸手市障がい福祉計画」「第3期幸手市障がい児福祉計画」を策定するとともに、「第3次幸手市障がい者基本計画」についても必要な見直しを行いました。

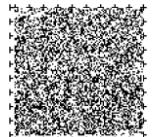
本計画においては、地域に求められる支援体制や福祉ニーズがますます複雑・多様化していくなか、引き続き、幸手市障がい者基本計画の基本理念である「自立し、社会参加をし、安心して暮らせる共生社会の実現」を目指してまいります。

また、障がいのある人の自己決定と意思を尊重し、個々の状況に応じたきめ細やかなサービスの提供を関係機関とともにに行ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、幸手市障がい者基本計画等検討会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査など、各場面で貴重なご意見をお寄せくださった皆様に深く感謝を申し上げます。

令和6年（2024年）3月

幸手市長 木村 純夫



目次

第1部 序論	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付けと役割	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	4
第2章 障がいのある人の現状と主要課題	5
1 障がいのある人の状況	5
2 アンケート調査結果の概要	13
3 事業所調査結果の概要	33
第2部 障がい者基本計画	34
第1章 計画の基本的な考え方	34
1 基本理念	34
2 基本目標	34
3 計画の体系	36
第2章 障がい者施策の総合的展開	37
1 地域における支え合い活動の推進	37
2 地域生活の支援	39
3 社会参加・活動への支援	41
4 安心できる保健、医療の充実	43
5 障がいのある子どもとその家庭への支援	46
6 人にやさしいまちづくりの推進	48
第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	52
第1章 計画の概要	52
1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について	52
2 計画の基本方針	52
第2章 成果目標	54
1 計画の成果目標	54
第3章 障がい福祉サービスの見込量と確保策	64
1 訪問系サービス	64
2 日中活動系サービス	66
3 居住系サービス	70
4 相談支援	71
第4章 児童福祉サービス等の見込量と確保策	73
1 障がい児通所支援	73
2 障がい児相談支援	75
3 医療的ケア児に対する支援	75
4 子ども・子育て支援等における障がい児受入れ	76
5 発達障がい*者等に対する支援	77

第5章 地域生活支援事業	78
1 理解促進研修・啓発事業	78
2 自発的活動支援事業	78
3 相談支援事業	79
4 成年後見制度*利用支援事業	80
5 成年後見制度*法人後見支援事業	81
6 意思疎通支援事業	81
7 日常生活用具給付等事業	82
8 手話奉仕員養成研修事業	83
9 移動支援事業	83
10 地域活動支援センター事業	84
11 その他事業	85
 第4部 計画の推進	87
1 計画の推進	87
2 計画の評価と見直し	87
 資料編	88
1 計画策定の経過	88
2 幸手市障がい者基本計画等検討会議設置要綱	89
3 幸手市障がい者基本計画等検討会議委員名簿	90
4 用語説明	91

- ・この計画では、国の法律や制度、計画名などの固有名詞を除き、「障がい者」や「障がい」など、ひらがなの【がい】を使用しています。
- ・本文中で「*」を付けた用語については、「第4部 資料編」の「4 用語説明」で説明を掲載しています。
- ・本計画書には、障害者差別解消法に基づき、視覚障がいがある方への合理的配慮*として、各ページの切り欠き（2つの半穴）の横に音声コード*を印刷しています。スマートフォンのアプリで音声コード*を読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。ご不明な点がある場合や、より詳しい情報が知りたい場合など、社会福祉課までお問い合わせください。

